

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 三条の人事部コンソーシアム
事務局グループ

氏名

私は、三条の人事部コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に入会するにあたり、次の事項を誓約します。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）は、コンソーシアムに入会してから退会するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者